

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

- 1 期末手当の支給割合の改正
知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係
 - (1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の支給月額の限度及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。（第1条～第3条関係）
 - (2) 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとする事としました。（第3条関係）
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係
 - (1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。（第4条～第6条関係）
 - (2) 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとする事としました。（第6条関係）
 - (3) 地域手当の支給割合の見直しに伴う調整措置を設けることとしました。（第6条関係）
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第7条及び第8条関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第9条及び第10条関係）
- 5 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

- 1 職員を派遣することができる団体の追加等
職員を派遣することができる団体に医療法人愛広会及び社会福祉法人長岡福祉協会を追加する等の改正を行うこととしました。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第36号）

- 1 県から市町村への事務の移譲
地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。
 - (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）
 - (2) 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（第2条関係）
 - (3) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（第3条関係）
 - (4) 新潟県覚醒剤取締法施行条例（第4条関係）
 - (5) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第5条関係）
 - (6) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第6条関係）
 - (7) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第7条関係）
- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

1 新潟県立燕労災病院の廃止

新潟県立県央基幹病院を設置することに伴い、新潟県立燕労災病院を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとしました。